

1. 事業の概要

湖沼の水質保全については、平成17年1月の中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）を改正、平成18年4月から施行したところであり、その着実な推進を図ることとしている。

改正湖沼法では、非特定汚染源対策や植生の水質浄化機能の積極的活用等の施策の充実を図ったところであるが、答申、国会審議等においては、更に、水質汚濁メカニズムの解明及び各種汚濁源からの汚濁負荷の的確な把握の推進、経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進等を図る必要があると指摘されている。

これらを踏まえ、湖沼の水質改善及びその評価には一定の時間が必要であること等に鑑み、対策の更なる高度化を図るためには、今から琵琶湖等の代表的な湖沼を対象に今後の新たな対策に向けた調査・検討を同時に進めていくことが緊要であることから、次の調査を実施する。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21	H22
・汚濁メカニズム解明調査（生態系、地下水等）	←			→
・汚濁メカニズムのモデル化の検討			←	→
・汚濁負荷量管理に関する調査・検討	←			→
・経済的手法の検討	←		→	
・高度化枠組検討調査			←	→

3. 施策の効果

湖沼水質保全施策の更なる高度化を図るために必要な調査・検討を進めることにより、湖沼の水質保全の一層の推進を図る。

湖沼水質保全対策の推進

湖沼水質保全の現状と課題

湖沼法による湖沼水質保全対策

- ・湖沼水質保全に資する事業の実施
- ・負荷量規制等
- ・非特定汚染源対策推進
- ・植物の水質浄化機能の活用 等

答申等による更なる対策に向けた課題

- ・汚濁メカニズムの更なる解明
- ・汚濁負荷量の的確な把握
- ・経済的手法の検討 等

NPO等による湖沼水質保全の取組

湖沼水質保全技術の開発

指定湖沼以外の湖沼水質対策

これからの取組

改正湖沼法(H18.4.1施行)の円滑な推進

- ・既設事業場等への汚濁負荷量規制
- ・流出水対策
- ・湖辺環境保護 等

更なる対策に向けた課題への対応 (新)琵琶湖等湖沼水質保全対策 高度化推進調査

- ・汚濁負荷メカニズム実証調査
- ・負荷量管理に関する調査・検討
- ・排出権取引等経済的手法検討 等

モデル事業による推進等(既存)

(新)地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査

指定湖沼以外も含めた全国の湖沼における知見の活用

湖沼水質
保全施策
の更なる
高度化に
よる、湖
沼水質保
全の推進

- ・政策評価、答申、国会審議等による指摘
- ・湖沼の水質改善・評価には一定の時間が必要
- ・湖沼法の5年後の検討規定

様々な主体との連携